

# 阿蘇市立保育所民営化計画 (案)

阿蘇市

平成 22 年 6 月

## 目 次

1	はじめに	・・・ 1
2	民営化の時期と対象保育所	・・・ 1
3	対象保育所の公表と説明会の実施	・・・ 1
4	民営化の形態	・・・ 1
5	運営主体と施設の譲渡制限	・・・ 2
6	職員の処遇	・・・ 2
7	運営の条件	・・・ 2
8	移管先法人の公募	・・・ 4
9	移管先法人の選定方法	・・・ 4
10	引継ぎ	・・・ 4
11	移管後の市の関与	・・・ 5
	第一次保育所民営化実施計画	・・・ 6

## 1 はじめに

### (1) 民営化の目的

長引く景気低迷の影響による税収の減少や、国の三位一体の改革に伴い、国庫負担金や地方交付税の削減等により、合併したものの厳しい財政状況にある一方で、権限委譲により市が果たすべき役割と責任は増大しています。

阿蘇市では、自治体としての役割をとらえ直すとともに、厳しい財政状況を克服し、少子高齢化への対応など市政に託された様々な問題に対応するため、行政改革を進めています。

限られた財源で最大の効果をあげるため、効率化を図っていくことは、行政の使命でもあり、より少ない経費で同じサービスを提供できる方法があれば、その方法を検討すべきであります。

公立保育園の民営化もその一環として行うものであり、その効果は保育園で保育されている子ども、家庭で保育されている子どもの区別はなく、すべての子どもたちの利益を第一に考えた施策の充実に活用していきます。

### (2) 計画の目的

この計画は、市の公立保育所を民営化する際の基準を定め、市民・事業者へ広く示すことにより、民営化に対する保護者や市民の不安を解消し、円滑な民営化を図るとともに、優良な事業者の参入を促し、安定的継続的な保育所運営を目指すことを目的としています。

## 2 民営化の時期と対象保育所

民営化は、順次行うこととしていますが、おおむね3年間で、その期間内における民営化の計画を立て、進めることとします。対象とする保育所は、施設設備、就学前児童数、特別保育のニーズ等の状況を勘案しながら判断してまいります。

## 3 対象保育所の公表と説明会の実施

対象保育所の公表は、利用者が保育所を選択する際の参考にできるように、公表から民間移管まで最低1年間の期間を確保するよう努めます。

また、公表後対象保育所の保護者等に対して説明会を実施します。

## 4 民営化の形態

民営化の形態は、施設の設置・運営を民間が行う民間移管方式とします。

(1) 土地は、10年間無償貸付とします。無償貸付期間経過後については、期間満了前に市と協議のうえ、期間を更新することができるものとします。

(2) 備品及び工作物については、無償譲渡とします。建物については、民営化対象保育所ごとに、市と協議することとします。

- (3) 建物が国の財産処分制限期間（木造22年、鉄筋コンクリート47年）を超えている場合などについては、現在地での建て替えの可能性などを検討したうえで、建物は、民間で建設していただくこととします。
- (4) 施設の整備にあたっては、次世代育成支援対策施設整備交付金対象事業として、市と協議を行っていただくこととします。

## 5 運営主体と施設の譲渡制限

保育所の運営主体に関しては、平成12年から国の規制が緩和され、地方公共団体又は社会福祉法人に限定されていた認可保育所の運営主体が株式会社、学校法人、NPO等にも認められるようになりました。

しかし、国庫負担金を受けて建設した施設を譲渡・貸与するにあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条で制限があり、国で定める財産処分制限期間内に譲渡・貸与する場合、相手は、地方公共団体、社会福祉法人又は民法第34条の規定により設立された法人に限られています。

また、上記の処分制限期間を超えて譲渡する場合は、運営主体の制限はありませんが、市の財産を無償譲渡することや法人の設立目的などから判断し、市としては、社会福祉法人又は民法第34条により設立された法人（以下「社会福祉法人等」といいます。）を対象に移管することとします。

## 6 職員の処遇

公立保育所に勤務している職員に関しては、対象保育所に勤務している職員を他の保育所や部署に配置換えすることなどにより、民営化を進めることとします。

## 7 運営の条件

保育所の運営主体には、次の条件を付します。

### (1) 関係法令等の遵守

関係諸法令を遵守し、市の指導に従うこと。

### (2) 保育時間と休園日

①通常保育時間は、おおむね午前7時から午後7時までとすること。

②休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、3日及び12月29日、30日、31日とすること。

### (3) 定員及び受入れ年齢

①移管前の定員を下回らないこと。定員を決定・変更する際には、市と事前に協議すること。

②乳児から5歳児までを受け入れること。ただし、乳児の受入れについては、積極的に行うこと。

#### (4) 職員配置

- ①園長は、社会福祉事業等に従事した経験を5年以上有し、児童福祉に熱意のある者とする。
- ②保育士のうち最低1名は、10年以上の保育経験を有する者とする。
- ③保育士の3分の1以上(園長、上記の10年以上の保育経験を有する者を含む)は、5年以上の保育経験を有する者とする。
- ④乳児保育を行うにあたっては、看護師等を配置し、乳幼児の健康管理に努めること。
- ⑤栄養士を置くこととし、乳幼児の栄養管理や食育を進めること。
- ⑥食数に応じて必要な調理員を配置すること。

#### (5) 保育内容の継承

保護者のご意見・要望等を取り入れながら、対象保育所の保育内容を継承すること。

#### (6) 特別保育事業

- ①延長保育は、最低限午後7時まで実施すること。
- ②一時保育又は休日保育の実施に関しては、市と協議を行うこと。
- ③集団保育が可能な障がいのある子どもを原則として受け入れること。

#### (7) 行事

- ①原則として、移管前の年間行事を継承すること。また、その他の行事の実施については、保護者の同意を得て行うこと。
- ②地域活動事業として、地域の子育てを支援するための育児相談等を行うこと。

#### (8) 給食・保健衛生

- ①給食は、自園調理方式を採用すること。
- ②給食の提供にあたっては、児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画に基づき、児童の体調や食物アレルギーに対する除去食等の実施など個別事情に十分配慮すること。
- ③「食育基本法」や「保育所における食育に関する指針」に基づいて各年齢の発育・発達段階に応じた食育に取り組むこと。また、献立の提示や展示食を実施するなど児童・保護者に対する栄養指導に努めること。
- ④給食施設・設備をはじめ、施設の衛生管理、児童・職員の健康管理を徹底すること。
- ⑤園児に対しては、年2回の健康診断や歯科健診等を必ず実施するとともに、嘱託医等との連携を十分図ること。

#### (9) 費用の徴収

園児に配布する絵本等の教材費、園外活動にかかる実費、延長保育料、特別保育の利用料その他市が認める実費徴収金以外の負担を保護者に求めないこと。

ただし、保育サービスの対価として必要と判断する場合は、保護者とよく協議し、理解を得てから実施すること。

#### (10) 職員研修

職員の資質向上のため、職員研修計画を作成し、積極的に研修等に参加させること。

(11) 保護者との懇談等

保護者との懇談を適宜開催し保護者の意向を把握するとともに、保護者の要望に対しては誠意を持って対応すること。

また、苦情解決の仕組み（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置）を整備すること。

(12) 対象保育所の非常勤職員の雇用について

対象保育所に勤務する非常勤職員で、移管先法人での就労を希望するものについては、できるだけの採用を行うこと。

8 移管先法人の公募（永草保育園は除く。）

移管先の法人は、公募により選定することとし、応募資格は、次に該当するものとします。

- ・原則、阿蘇市内で保育事業を営み、法人として相当の期間の保育実績を有する社会福祉法人もしくはそれに準じるものとし、諸条件をみて、その対象先を近隣市町村地域の事業所まで拡大するものとする。

9 移管先法人の選定方法（永草保育園は除く。）

(1) 選定委員会

①応募提案を審査選定するため選定委員会を設置します。

②選定委員は、5名程度とし、学識経験者、対象保育所の保護者代表等から構成する。

(2) 選定要領

選定要領は、選定委員会で協議して定め、公表します。

(3) 決定

選定委員会が選定した法人と移管の事業内容等について詳細を協議したうえで、市長が決定します。

10 引継ぎ（永草保育園は一部除く。）

(1) 移管までの準備期間と移管計画の策定

移管先法人が決定されてから移管までの準備期間として1年間を確保するよう努め、事業者の引継体制や保護者の理解等、移管されるまでに十分な準備ができるよう移管計画を立てます。

(2) 引継ぎの進行管理等

市は、円滑に移管が行われるよう、移管計画に基づき進行管理を行うとともに、問題が生じた場合には、必要な改善・指導を行います。

また、移管準備期間や引継保育期間において、市は、研修や職員配置について必要な支援を行います。

### (3) 引継保育の実施

移管の際には、保育士等の職員が入れ替わること等から、子どもたちが新しい保育士に早く慣れることができるよう、移管のための準備期間中に市職員と事業者職員が合同で保育に当たる期間を設けます。移管の期間中に子どもの様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引継ぎを行います。引継保育の期間は、3ヶ月を目安としますが、その具体的な期間については対象保育所の状況を踏まえ、保護者・事業者・市で協議のうえ、定めます。

### (4) 保護者・事業者・市の三者による話し合いの場の設置

円滑な引継ぎを行うためには、保護者・事業者・市の信頼関係が大切なことから、事業者の決定後、速やかに三者による話し合いの場を設けます。

また、事業者職員と市立保育所職員の両者が円滑な移行に向けた意識づくりを行うため、互いに交流する機会を設けます。

## 1.1 移管後の市の関与

### (1) 移管後における市の支援

事業者の質の維持・向上のため、市は、他の私立保育所と同様に補助金や研修の面で支援していきます。

### (2) 移管後の保育内容の確認等

移管後においても必要に応じて市職員の訪問指導を行い、円滑な引継ぎに努めます。また、引き続き一定期間、保護者・事業者・市の三者において定期的な話し合いの場を設け、保育内容を逐次確認するとともに、移管に関する問題が生じた場合には、必要な改善・指導を行います。

## 第一次保育所民営化実施計画（案）（平成 22 年度～平成 24 年度）

阿蘇市の公立保育所の民営化については、平成 22 年度から準備を進め、平成 23 年度から順次民営化していくこととしていますが、この実施計画は、おおむね 3 年間で計画期間として位置づけ、民営化を実施していきます。

### 1 対象保育園

計画において実施する保育所は、次のとおりとします。

保育園名 所在地	定員
永草保育園 阿蘇市永草 2905	30 人
内牧保育園 阿蘇市内牧 169	130 人
黒川保育園 阿蘇市黒川 1506	120 人
宮地保育園 阿蘇市一の宮町宮地 2390	120 人

※永草保育園は現在公設民営の保育園であり、設置を民間へ移管する。

### 2 対象保育園の選定理由

民営化する保育園を選定した理由は、次のとおりです。

- (1) 永草保育園
  - ① 現在が公設民営の保育所であること。
  - ② 乳児保育の需要があること
- (2) 内牧保育園
  - ① 内牧地区での乳児保育の需要が高いこと。
  - ② 園庭が広く、乳児保育を行うための乳児・ほふく室等の整備が可能であること。
  - ③ 今後も保育需要が見込めること。
- (3) 黒川保育園
  - ① 黒川地区での乳児保育の需要が高いこと。
  - ② 今後も保育需要が見込めること。
- (4) 宮地保育園
  - ① 施設が老朽化しており、建て替えが必要なこと。
  - ② 乳児保育の需要があること。
  - ③ 今後も保育需要が見込めること。

### 3 民営化にあたって実施・充実する保育サービス

- (1) 乳児保育
- (2) 特別保育  
午後 7 時までの延長保育、一時預かり・休日保育の実施